

人口・社会統計部会の審議状況について
(全国消費実態調査及び家計調査の変更)(報告)

項目	実施・変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
1 全国消費実態調査及び家計調査の変更						
(1) 全国消費実態調査(以下「本調査」という。)						
ア 調査目的の変更・調査体系の再編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査の目的を、統計法施行令別表の記載に合わせて修正 ○ 本調査の「甲調査」を、「基本調査」と「簡易調査」に分割・再編 ○ 本調査の「乙調査」を、「個人収支状況調査」に変更し、家計簿調査を廃止 ○ 家計調査の結果を本調査の集計に活用するため、「家計調査世帯特別調査」を新設 	●				<p>適当と整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の変更計画は、全体として、資産項目や年間収入、単身世帯の精度向上を図りつつ、報告者や実査機関の負担軽減を図るというトレードオフの関係にある本調査の課題に適切に対応するための積極的な取組として評価 ・ また、以下の点については、調査計画の修正が必要な事項や調査実施に際し留意すべき事項として指摘する方向で整理予定 ◆「資産保有税」(固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税)及び「企業年金掛金」の年間支払額を年収・貯蓄等調査票等に追加するにあたっては、不動産関係税と自動車関係税を区分して把握することが必要 ◆報告者の忌避感が強い耐久財等調査票の廃止については、本調査が直面している課題解決を図る上で、やむを得ない措置と整理。なお、代替情報として活用可能な消費動向調査の充実を図ることも検討課題 ◆世帯主の職業別の結果表章に当たっては、従来の独自分類(別添参照)を用いた表章に加え、日本標準職業分類に準拠した表章も追加することが必要 ◆今回の計画変更は、複数の変更を同時に行なうことから、調査の実施に当たっては、報告者や実査を担う地方公共団体等に影響が出ないよう、調査実施までに、引き続き、関係機関等と十分な調整を行うことが必要 ◆本調査と家計調査の結果等を統合集計することについては、大学等との共同研究により、適切な集計手法について更なる検討を行い、本調査の集計に適切に反映させるとともに、その情報を統計委員会等を含めて広く提供することが必要 ◆結果の公表に当たっては、今回の調査期間の短縮や調査方法の変更等によって生じる影響の要因分析を行なえるよう、事前の措置を講じるとともに、検証結果の情報提供を行うことが必要
イ 報告者数及び選定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再編後の甲調査の報告者数については、従来の約56,400世帯から、「基本調査」は約40,000世帯(うち単身世帯:約6,700世帯)、「簡易調査」は約44,000世帯(うち単身世帯:約7,300世帯)とし、合わせて約84,000世帯に拡大する計画 ○ この拡大に向け、基本的な標本設計は維持しつつ、1調査単位区から選定する単身世帯と二人以上の世帯の配分を見直して、単身世帯を2世帯、二人以上の世帯を10世帯、それぞれ選定 ○ また、現行の乙調査(変更後は「個人収支状況調査」)の報告者数を、約700世帯から約900世帯に拡大 ○ さらに、新設する「家計調査世帯特別調査」の報告者数を約6,000世帯(家計調査の報告者数約9,000世帯の一部)と設定 	●				
ウ 調査事項の変更						
(ア) 基本調査及び簡易調査における調査事項の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本調査及び簡易調査の調査票については、報告者負担の軽減や社会情勢の変化等を踏まえ、各調査票における調査事項を、以下のとおり見直し ① 家計簿 報告者負担の軽減を図るとともに、非標本誤差の是正・改善等を行なうため、可能な限り、調査票・調査事項を簡素化 ② 世帯票 報告者負担の軽減を図りつつ、社会情勢の変化や利用者ニーズ等に対応して調査事項を追加・削除 ③ 年収・貯蓄等調査票 報告者の忌避感にも配慮しつつ、OECDの定義も踏まえ、調査事項を変更 	●	●	●		
(イ) 新設される家計調査世帯特別調査の調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家計調査のデータを本調査の集計に活用するため、「家計調査世帯特別調査」を新設するとともに、家計調査の調査事項との整合性を確保 	●	●			
(ウ) 耐久財等調査票等の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の本調査のうち、甲調査の「耐久財等調査票」及び乙調査の「家計簿C」を廃止 		●	●		
エ 調査方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ① 「基本調査」及び「簡易調査」について、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入。併せて、「簡易調査」については、郵送・オンラインによる回収も実施 ② 「家計調査世帯特別調査」は、都道府県経由の調査員調査により実施。 		●	●		
オ 調査時期の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本調査における家計簿の記入期間(二人以上の世帯)を、現行の3か月から、単身世帯と同様、2か月に短縮 ○ 年収・貯蓄等調査票の調査時点を11月末日から10月末日に変更等 			●		
カ 集計事項の変更・公表の期日の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査事項の変更に伴い、集計事項を見直し ○ 本調査の調査結果の集計に際し、家計調査や全国単身世帯収支実態調査(一般統計調査。以下「モニター調査」という。)の結果も集計用データとして活用 ○ 調査結果のうち、家計収支に関する集計結果(一部除く)については、2020年11月までに公表し、その他の集計結果は、2021年以降に順次公表 			●		

項目	実施・変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
(2) 家計調査	① 家計簿 本調査との整合性や報告者負担の軽減を図るため、「口座自動振替による支払」を簡素化 ② 貯蓄等調査票 本調査との整合性を図るため、「貯蓄現在高」及び「借入金」に関する金融機関の選択肢を段階的に見直し ③ 世帯票 改元に伴い、建築時期の元号を変更	●	●	●		適当と整理 ・ 変更計画は、全国消費実態調査との整合性を高めるための措置 ・ なお、家計調査の報告者に報告を求める家計調査世帯特別調査については、全国消費実態調査の1調査である旨、家計調査の報告者に十分説明することが必要
(3) 家計に関する調査の体系的整備の観点からの位置付け・役割分担	○ 本調査及び家計調査における調査計画の見直しは、①家計の収入、貯蓄面の把握に重点をおいた調査となる計画であること、②家計調査等の結果を活用することにより、調査事項の整合性や結果精度の向上を図ることを計画しているものであり、家計に関する調査の体系にも影響			●		今後の課題の一環として整理の予定
2 前回答申時の今後の課題への対応状況						
(1) 実査の円滑化に向けた地方公共団体との一層の連携	○ オンラインによる回答方式を全面的に導入することに伴い、統計調査員において、調査票の提出有無の確認など業務量の増加が懸念されることから、実査の円滑な実施に向け、地方公共団体との連携をより一層図る必要がある		●	●		適当と整理 ・ 関係する項目において検討した結果、特段の指摘もなく、適当と整理
(2) 適切な調査の在り方等の検討	○ 本調査の本来の役割を維持しつつ、育児、介護の例でも観察されるように将来的に発生するであろう社会の変容に伴う多様な要請に柔軟に対応し得るよう、次回調査においても引き続き、より適切な調査の在り方等について検討する。	●	●	●		
答申(案)の構成、今後の課題候補(案)				●	●	答申(案)の構成 ・ 以下の構成とすることを合意 ①冒頭において、本調査の背景事情、課題等や変更計画の概要と全体的な評価を記述 ②次に、個別の事項について俯瞰的に判断した上で、調査計画の修正が必要な事項や調査実施に際し留意すべき事項を個別に指摘 ③最後に、中長期的な課題として整理する必要がある事項について、「今後の課題」として整理 現段階における今後の課題候補は、左記のとおり
◇今回の変更による影響について、実査機関の意見・要望も聴取しつつ、事後検証を行い、次回の調査(平成36年度)の実施に向けて、不断の検討・改善を行うこと ◇全国消費実態調査や家計調査等の家計に関する統計調査については、体系的整備の観点から、調査の位置付け、役割分担、統合統計の考え方等について、次回調査(平成36年度)の実施までに整理すること 併せて、本調査の名称や目的についても、見直す余地がないか検討すること						

※ 予備日としていた12月3日(月)に第4回部会を開催し、答申案について審議する予定。

2014 年全国消費実態調査職業分類

世帯区分	職業符号	種類	基準	内容例示
勤労者世帯	1	常用労務作業者	官公庁又は民間に長期間雇用され、主として肉体的労働に従事している者	採鉱員，採炭員，仕上工，鋳物工，金属溶接工，検査工，製図工，分析工，見習工，工事人，印刷工，板金工，めっき工，一般機械器具組立工，電気機械器具組立工，自動車組立工，時計組立工，染色工，家具・建具製造工，紙製品製造工，整備工，塗装工，裁断工，縫製工，文選工，製本工，製版工，植字工，洋裁師，仕立工，クリーニング職，タイル職，石工，乗務員，バスガイド，ボイラーマン，据付機械運転士，電車運転士，自動車運転手，甲板員，航海士，車掌，配達員，集金人，ガードマン，警備員，守衛，用務員，清掃員，雑役作業者，新聞販売人，ダンサー，ウェイター，バーテンダー，大工，とび職，配管工，左官，植木職人，理容師，美容師，エレベーター係，駅貨物掛，販売店員，映写技師，調理師，通いのお手伝いなど
	2	臨時及び日々雇労務作業者	官公庁又は民間に 30 日未満の期間又は日々の契約で雇用され、主として肉体的労働に従事している者	
	3	民間職員	民間の鉱山，工場，会社，商店，病院，学校などに勤め、主として事務的，技術的又は管理的な仕事に従事している者 在日外国政府施設関係を含む。 なお、「9」に分類する者は除く。	会計事務員，一般事務員，経理事務員，庶務書記，仕入主任，人事係長，課長，所長，検事，判事，船長，高級船員，駅長，学校長，警察官，消防士，保線区長，教員，現場監督，新聞記者，医師，薬剤師，工場長，研究者，機械技術者，建築士，造船技術者，電気技術者，大学助手，測量士，タイピスト，電話交換手，鉄道専務車掌，駅出札掛，通信士，カメラマン，看護師，写真師，外交員，デザイナー，保健師，栄養士，講師，ラジオ・テレビアナウンサー，プロデューサー，通訳，図書館司書，農業改良普及員，電子計算機等操作員，速記者など
	4	官公職員 1	中央官庁，その地方支分部局又は国立の病院，学校などに勤め、主として事務的，技術的又は管理的な仕事に従事している者 在日外国政府施設関係は民間とする。 なお、「9」に分類する者は除く。	
	5	官公職員 2	都道府県庁，市区役所，町村役場又は公立の病院，学校などに勤め、主として事務的，技術的又は管理的な仕事に従事している者 在日外国政府施設関係は民間とする。 なお、「9」に分類する者は除く。	

世帯区分	職業符号	種類	基準	内容例示	
勤労者	個人営業世帯	6	商人及び個人 職	独立して小規模（家族でない使用人4人以下）に商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主 なお、「7」に分類する者は除く。	靴店主、たばこ店主、魚店主、菓子店主、洋品店主、自転車店主、写真店主、染物店主、質店主、理髪店主、表具店主、ブローカー、行商、大工、とび職、左官、植木職人、美容院店主、クリーニング店主、仲買人、アパート経営者、個人タクシー運転手など
		7	個人経営者	独立して個人組織で大規模（家族でない使用人5人以上）に商業、工業、サービス業などを経営してその企画管理に従事する者	大商店主、大工場主、私立病院経営者、私立学校経営者、パチンコ店経営者、食堂経営者、不動産業経営者など
		8	農林漁業従事者	独立して農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動物採捕・採取・養殖などの仕事に従事している者	農耕作業者、養蚕作業者、養畜作業者、きこり、育林作業者、漁ろう作業者、あま、海草・貝採取作業者、水産養殖作業者など
世帯以外の世帯	その他世帯	9	法人経営者	法人組織（合名、合資、株式会社等）で家族でない使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員 なお、「3」又は「4」か「5」に分類されるべき者でも、程度の高い企画管理、行政事務又は監督事務に従事する者は含める。	社長、会長、取締役、監査役、理事、銀行頭取、相談役、事務次官、局長、総裁、知事、副知事、市長、副市長、区長、町長、村長、教育委員、議員など
		10	自由業者	個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者 ただし、雇用されて働いている者は除く。	弁護士、税理士、公認会計士、開業医、助産師、あんま師、僧侶、神職、画家、図案家、彫刻家、工芸美術家、著述家、作曲家、作詞家、代書人、評論家、生花教授、コンサルタント、個人教授、デザイナーなど
		11	その他	「1」～「10」及び「12」～「13」の分類に当てはまらない者	芸能人（歌手、俳優、落語家など）、モデル、職業スポーツ家（野球選手、競輪選手、力士、騎手など）、内職者など
		12	無職	職業のない者	年金生活者、失業者、住み込みの家事使用人（お手伝いなど）、住み込みの営業上の使用人、主婦、学生、幼児など
		13	家族従業者	家業に従事している者	

(注) 世帯区分は世帯主の職業により分類している。